

## 2020年度 認定心理士養成課程 履修要項

### 1. 認定心理士養成課程

認定心理士養成課程とは、心理学の専門家として仕事をするために必要な最小限の標準的基礎学力を養うための課程である。本学の国際学部を設置している課程であるが、他の学部の者も履修することができる。

認定心理士養成課程を修了するためには、各学部の卒業に必要な単位数とは別に「認定心理士養成課程科目」の所定の単位を修得しなければならない。

なお、本課程を修了した者には、本学が発行する修了証書が授与されるが、これは、教育職員免許状のように法律に基づく免許・資格に相当するものではない。

なお、本課程を修了した者は、所定の審査に合格することにより、財団法人日本心理学会の認定を受けることができる。

### 2. 履修手続

認定心理士養成課程の履修希望者は、「認定心理士養成課程履修カード」に必要事項を記入のうえ、教務事務室教務課に提出すること。

**提出期限：2020年10月8日(木)**

手続完了者は、当該学期以後、履修登録時に通常の授業科目と同様に「認定心理士養成課程科目」を履修登録すること。

なお、卒業に必要な科目と時間割が重なることもあるため、計画的に履修することが必要である。(時間割上、重複した場合でも一切考慮しない)

### 3. 履修方法

認定心理士養成課程科目は、「**基礎科目**」「**選択科目**」「**その他の科目**」の3分野で構成されており、各分野から必要単位数を修得すること。

ア.「基礎科目」(領域a～c)に設置されている6科目は必修科目である。

イ.「選択科目」(領域d～h)の5領域の中から16単位以上を修得する。

但し、**5領域中3領域以上で各領域4単位以上を含む**こと。なお、領域fの教育心理学は、教職課程の受講生のみ履修できる。

### 4. 修了要件

認定心理士養成課程を修了するためには、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 本学の卒業に必要な単位数を修得すること。
- (2) 認定心理士養成課程科目の所定の単位を修得すること。

## 5. 修了証書

本課程を修了した者には、卒業時に本学が発行する「認定心理士養成課程修了証書」を授与する。

## 6. 資格取得方法

認定心理士の資格を取得するには、以下の**資格認定要件**を満たしていなければならない。認定の可否は日本心理学会認定心理士資格認定委員会の審査によって決定される。同委員会の配付する「認定心理士申請書類」に必要事項を記入して審査料(30,000円)とともに送付すると審査が実施され、認定の可否が通知される。そして、認定の通知のあった者が認定料(10,000円)を納めると学会の名簿に氏名が登録され、認定証とIDカードが届けられる。

## 7. 資格認定要件

次の条件を卒業見込みの学年度において満たしている者は、申請することができる。

- (1) 16歳以降通算2年以上日本国に滞在した経験を有する者。
- (2) 学校教育法により定められた大学、または大学院における心理学専攻、教育心理学専攻、または心理学関連専攻の学科において、(別表1)に掲げる「認定心理士養成課程に関する科目」で必要単位を修得し、卒業または修了した者、および、それと同等以上の学力を有すると認められた者。

以 上